

第 46 回目は、前回に引続き介護保険法を確認していきます。

介護保険には、「介護給付」「予防給付」「市町村特別給付」と 3 種類あります。
本試験対策として、介護給付のサービス内容の概略を押さえてください。

(保険給付の種類)

①介護給付	②予防給付	③市町村特別給付
被保険者の要介護状態に関する保険給付	被保険者の要支援状態に関する保険給付	左記①、②の他、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの

要介護認定により要介護 1~5 と認定された者が利用できる介護保険のサービス。

要介護認定で要支援 1~2 と認定された者が利用できる介護保険のサービス平成 18 年 4 月に導入された新たなサービス。生活機能の維持、向上がメインのサービス

市町村が独自に要介護・要支援者等に対して介護保険法で定められている保険給付以外に市町村の条例で定めた給付

【POINT】

介護給付	予防給付
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>居宅介護サービス費</u> ・ 地域密着型介護サービス費 ・ 居宅介護福祉用具購入費 ・ 居宅介護住宅改修費 ・ <u>居宅介護サービス計画費</u> ・ 施設介護サービス費 ・ 高額介護サービス費 ・ 高額医療合算介護サービス費 ・ 特定入所者介護サービス費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防サービス費 ・ 地域密着型介護予防サービス費 ・ 介護予防福祉用具購入費 ・ 介護予防住宅改修費 ・ <u>介護予防サービス計画費</u> ・ 高額介護予防サービス費 ・ 高額医療合算介護予防サービス費 ・ 特定入所者介護予防サービス費

在宅サービス・施設サービ

在宅サービス

本試験の中で上記の用語が出題されます。

- 「予防給付」の用語の中には、「**予防**」という文言が入ります。
- 「介護給付」は、在宅（自宅）又は施設でのサービスになりますが、「予防給付」は、「介護給付」と比べて軽度ということで、在宅（自宅）でのサービスになります。
- 保険給付に、「××費」とあるので、費用（現金）での給付と勘違いしてしまいますが、原則、自己負担 1 割りを支払うことにより、費用の額の 100 分の 90 相当額が現物（サービス）として支給されます。
- 「計画費」という用語が含まれる下記の 2 つに関しては、利用者の負担はありません。
 - ・ 居宅介護サービス計画費
 - ・ 介護予防サービス計画費

各サービスの概略です。（1 部のみ）

サービス名	サービスの内容
<u>居宅介護サービス費</u>	要介護被保険者が、都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたときに支給される保険給付。 原則、利用者の自己負担は 1 割で残り 9 割が現物支給（指定居宅サービス）になります。
<u>地域密着型介護サービス費</u> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">地域なので、<u>市町村長</u>が指定</div>	要介護被保険者が、市町村長が指定する指定地域密着型サービス事業者から受ける指定地域密着型サービス (内容) ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 医療との連携 ・ 複合型サービス 訪問介護+通所介護を一体でサービス
<u>居宅介護サービス計画費</u> <u>介護予防サービス計画費</u>	ここでの計画は、ケアプランのことを指します。 自分に合った介護サービスを利用するために、介護（介護予防）サービスを利用する時は、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成することになります。 自己負担はかかりません。

(居宅介護サービス費の内容)

街中で見かける訪問介護の事業者(都道府県知事の指定)を受ける必要があります。)が、利用者からの依頼により訪問介護員(介護ヘルパー)が自宅や施設に出向いて介護のサービスを行います。

サービスの内容は、

- 「身体介護」…食事介助、排泄介助、衣類の着脱介助、入浴介助等
- 「生活援助」…掃除、洗濯、買い物等

過去問 (H26年 8A)

市町村(特別区を含む。)は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる指定居宅介護支援を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

【解答】 正解

過去問 (H22年 9A)

介護保険法に関して、厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(介護支援専門員実務研修受講試験)に合格し、かつ都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(介護支援専門員実務研修)の課程を修了した者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、介護保険法第69条の2第1項各号に掲げる者に該当する場合については、その限りではない。

【解答】 正解

⇒介護支援専門員(ケアマネージャー)は、都道府県知事の登録を受ける。

過去問 (H26年 8E)

介護支援専門員証の有効期間は、5年とする。ただし、介護保険法第69条の7第5項の規定により、登録の移転に伴い交付されたものを除く。

【解答】 正解

(許可・指定)

種類	許可・指定	都道府県	市町村
①指定居宅サービス事業者	指定	○	
②指定介護予防サービス事業者	指定	○	
③指定居宅介護支援事業者	指定	○	
④指定介護予防支援事業者	指定		○
⑤指定介護老人福祉施設	指定	○	
⑥介護老人保健施設	許可	○	
⑦指定地域密着型サービス事業者	指定		○
⑧指定地域密着型介護予防サービス事業者	指定		○
⑨介護支援専門員（ケアマネージャー）	登録	○	

市町村長は、⑦、⑧の指定を受けようとする場合
⇒あらかじめ都道府県知事に届け出が必要

●市町村長が行う指定←この④⑦⑧を市町村と押さえて残りは都道府県知事

- ④指定介護予防支援事業者
- ⑦指定地域密着型サービス事業者
- ⑧指定地域密着型介護予防サービス事業者

●⑥介護老人保健施設は、都道府県知事の許可になります。（H18、22、26年と出題）

介護老人保健施設を開設するためには、部屋の大きさや医師や看護職員、介護職員等が細かく規定されています。

そのため、「指定」ではなく、「許可」になります。

「許可」は、禁止されていることを、申請・届出などを行うことで行うことを許されること
(ハードルは「指定」より高い)

●⑨介護支援専門員（ケアマネージャー）は、都道府県知事に登録

(国家試験に合格しているので、登録になります。)

過去問（H18年 7B）

指定居宅サービス事業者の指定は、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに、都道府県知事が行う。

【解答】 正解

過去問（H22年 9B）

介護保険法に関して、指定居宅サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに市町村長（特別区の区長を含む。）が行う。

【解答】 誤り

⇒市町村長（特別区の区長を含む。）ではなく、都道府県知事が行います。

過去問（H22年 9C）

介護保険法に関して、指定介護予防サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護予防サービス事業を行う者の申請により、介護予防サービスの種類及び当該介護予防サービスの種類に係る介護予防サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

【解答】 正解

過去問（H22年 9D）

介護保険法に関して、指定介護予防支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長（特別区の区長を含む。）がその長である市町村（特別区を含む。）が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

【解答】 正解

過去問（H20年 10E）

指定地域密着型サービス事業者の指定は、政令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスに係る地域密着型サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

【解答】 誤り

⇒市町村の長が行います。

過去問（H26年 9B）

市町村長（特別区の区長を含む。）は、指定地域密着型サービス事業者の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【解答】 正解

過去問（H26年 8B）

指定居宅介護支援事業者の指定は、3年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

【解答】 誤り

⇒3年ではなく6年

過去問（H18年 7C）

介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【解答】 正解

過去問（H22年 9E）

介護保険法に関して、介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【解答】 正解

過去問（H26年 8C）

介護老人保健施設を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【解答】 正解

(市町村介護保険事業計画)

過去問 (H17年 7B)

都道府県は、介護保険事業の円滑な実施を確保するための基本指針を定め、市町村はこの基本指針に即して5年ごとに5年を一期とする市町村介護保険事業計画を定める。

【解答】 誤り

⇒2か所誤りです。

- ・ 都道府県知事ではなく厚生労働大臣
- ・ 「3年を一期」として市町村介護保険事業計画を定めます。

(完)